

# 国際大学外部評価委員会規程

制定 2017年4月 1 日

改正 2018年4月28日

改正 2020年1月23日

## (設 置)

第1条 国際大学（以下「本学」という。）は、国際大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (目 的)

第2条 委員会は、本学における内部質保証の有効性および自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外の有識者等による評価を行い、その意見を内部質保証の推進および自己点検・評価に反映させることを目的とする。

## (職掌事項)

第3条 委員会が行う大学評価は、以下のとおりとする。

- (1) 本学が行う、自己点検・評価の客観性および妥当性に関する評価を行う。
- (2) 本学が行う、内部質保証の有効性に関する評価
- (3) その他、学長が必要とする重要事項に関する評価
- (4) 委員会は、前各号に基づいて行なった評価の結果、及び改善を求める提言事項を外部評価報告書にまとめ学長に提出するものとする。

## (組 織)

第4条 委員は、本学の設置目的について理解のある学外の有識者、学識経験者等から学長が任命する。

2 前項の委員の人数は、3名以上5名以内とし、3名を欠けた場合は補充する。

## (任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、毎年度1回以上、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。

(守秘義務)

第8条 委員は、この規程に基づく評価を行う際に職務上知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学長戦略室が行なう。

(改廃手続)

第10条 本規程の改廃は、運営委員会の意見を聴いたうえで、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日より施行し、制定後の規定は、2017年1月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期については、第5条本文、第6条本文の規定にかかわらず、2018年3月31日までとする。

附 則

この改正は、2018年4月28日から施行し、2018年4月1日に遡って適用する。  
(事務部署名の変更に伴う改正)

附 則

この改正は、2020年1月23日から施行する。  
(目的および職掌事項の変更に伴う改正)